

医療施設調査についてよくあるご質問

- Q.1 「医療施設静態調査」と「医療施設動態調査」は何が違うのですか。 1
- Q.2 施設数及び病床数の「人口 10 万対」とはどういう意味ですか。 1
- Q.3 従事者数の「常勤換算」とはどういう意味ですか。 1
- Q.4 医療施設調査の事務処理基準はどのように周知されていますか。 1
- Q.5 調査票の提出確保のためにどのような取り組みが行われていますか。 1
- Q.6 医療施設静態調査では、調査対象施設の名簿情報としてどのようなものを使用していますか。 2
- Q.7 調査票に回答が記載されていなかったり、記載内容に矛盾や外れ値があったりした場合、どのように集計されますか。 2
- Q.8 オンラインを用いた回答数はどの程度ですか。 2
- Q.9 提出された調査票のデータ入力の精度を保つために、どのような取組が行われていますか。 2
- Q.10 回答者や経由機関（都道府県等）の調査に対する認識の違い等による回答結果の誤差（非標本誤差）が生じないように、何か対策をしていますか。 3
- Q.11 医療施設静態調査で調査している検査等の実施状況の「患者数」と社会医療診療行為別統計で集計している検査の「実施件数」及び「回数」の違いは何ですか。 3
- Q.12 医療施設静態調査では、どのような行政記録情報が用いられていますか。 3
- Q.13 医療施設動態調査における「開設者の変更」とはどのような場合をいうのですか。 4
- Q.14 医療施設動態調査における「開設」及び「廃止」とはどのような場合をいうのですか。 4
- Q.15 分娩施設数を知りたい。 4
- Q.16 自由診療を行っている医療施設数を知りたい。 5
- Q.17 電子カルテを導入している医療施設数を知りたい。 5

Q.1 「医療施設静態調査」と「医療施設動態調査」は何が違うのですか。

A.1 「医療施設静態調査」は全医療施設の詳細な実態を把握することを目的として3年に一度実施しています。調査の対象は調査時点で開設している全ての医療施設になります。一方、「医療施設動態調査」は医療施設より提出される開設・廃止等の申請・届出に基づき、毎月実施しています。調査の対象は開設・廃止等のあった医療施設になります。

Q.2 施設数及び病床数の「人口10万対」とはどういう意味ですか。

A.2 人口10万人あたりで、どのくらいの施設数及び病床数が存在するのかを表しています。百分率ではないため、100を超える場合もあります。

$$\begin{aligned} \text{施設数(人口10万対)} &= \text{施設数} \div \text{推計人口} \times 100,000 \\ \text{病床数(人口10万対)} &= \text{病床数} \div \text{推計人口} \times 100,000 \end{aligned}$$

Q.3 従事者数の「常勤換算」とはどういう意味ですか。

A.3 従事者について、その医療施設の通常の1週間分の勤務時間で考えたときに、その職務の人が何人いるかを表しています。

下記の計算式により算出しています。

$$\begin{aligned} \text{常勤換算} &= \text{従事者の1週間の勤務時間(残業は除く)} \\ &\quad \div \text{医療施設で定めている常勤者の1週間の勤務時間} \end{aligned}$$

Q.4 医療施設調査の事務処理基準はどのように周知されていますか。

A.4 事務処理基準については「医療施設静態調査実施要領」及び「医療施設動態調査実施要領」としてまとめた冊子を作成し、調査協力機関である都道府県、保健所設置市及び特別区、保健所にそれぞれ配布しています。

Q.5 調査票の提出確保のためにどのような取り組みが行われていますか。

A.5 提出期限までに調査票が提出されない場合は、厚生労働省から都道府県などの調査協力機関を通じて、保健所等から呼びかけを行うこととしています。

Q.6 医療施設静態調査では、調査対象施設の名簿情報としてどのようなものを使用していますか。

A.6 名簿情報としては、過去の医療施設調査の情報を基に更新・整備している「医療施設基本ファイル」を使用しています。

なお、調査の実施に際して事前に用意される「医療施設基本ファイル」の情報と実際の調査日時における施設情報には差異が生じることがありますが、医療施設静態調査では、10月1日現在で開設している全ての医療施設を調査対象として調査票が作成・提出されることから、調査実施時期の正確な施設情報（抽出調査でいうところの「目標母集団」）として把握されています。

Q.7 調査票に回答が記載されていなかったり、記載内容に矛盾や外れ値があったりした場合、どのように集計されますか。

A.7 回答がない場合や記入内容に矛盾や外れ値があった場合は、厚生労働省から都道府県などの調査協力機関を通じて医療機関へ照会を行ったり、一定の整理のもと補足訂正を行ったりした上で集計を行います。

Q.8 オンラインを用いた回答数はどの程度ですか。

A.8 調査対象施設数とオンラインによる回答施設数は下記のとおりです。

【令和5年医療施設静態調査】

| | (調査対象施設数) | (うちオンライン回答施設数) |
|-------|------------|----------------|
| 病 院 | 8,146 施設 | 6,041 施設 |
| 一般診療所 | 106,633 施設 | 34,235 施設 |
| 歯科診療所 | 67,715 施設 | 14,866 施設 |

Q.9 提出された調査票のデータ入力の精度を保つために、どのような取組が行われていますか。

A.9 厚生労働省へ提出された調査票（紙）からデータを作成する際は、必ず担当者を替えての再度入力を行うことを委託業者に義務づけています。

またオンライン調査票の場合は、医療機関の方が調査票に入力した後、データチェックを行うことで入力エラーを防ぐ仕組みとなっています。

Q.10 回答者や経由機関（都道府県等）の調査に対する認識の違い等による回答結果の誤差（非標本誤差）が生じないように、何か対策をしていますか。

A.10 医療施設静態調査では、調査対象となる医療施設に調査票の作成方法を記載した「調査の手引き」を配布し、提出された調査票の審査を行う都道府県、保健所設置市及び特別区、保健所には審査内容を記載した「医療施設静態調査実施要領」を配布して、調査票作成者や審査担当者の経験や質によって回答に誤差が生じないようにしています。

Q.11 医療施設静態調査で調査している検査等の実施状況の「患者数」と社会医療診療行為別統計で集計している検査の「実施件数」及び「回数」の違いは何ですか。

A.11 医療施設静態調査の検査等の実施状況の「9月中の患者数」は、1か月の間に当該検査について診療報酬上の算定をした患者の数になります。（診療報酬の請求をしていない施設において同等の検査を実施した場合を含みます）

一方、社会医療診療行為別統計における検査の「実施件数」は当該検査を実施したと記載のある6月審査分（1か月分）の診療報酬明細書の枚数になります。明細書は1か月ごとに1人1枚作成されますが、外来患者が当月中に同一医療機関に入院した場合等には明細書は入院外で1枚、入院で1枚作成されるので、患者数の参考としてみる場合には注意が必要です。

「回数」は診療報酬上、当該検査を算定した回数となります。

Q.12 医療施設静態調査では、どのような行政記録情報が用いられていますか。

A.12 医療施設調査では 以下に示す項目について、厚生労働省が保有する行政記録情報を用いて、集計・表章を行っています。

「特定機能病院」

「災害拠点病院」

「救命救急センター」

「開放型病院」

「在宅療養支援病院」

「地域医療支援病院」

Q.13 医療施設動態調査における「開設者の変更」とはどのような場合をいうのですか。

A.13 医療施設動態調査における「開設者の変更」とは、診療機能が継続されている状態で開設者が変更になった場合をいいます。

医療施設の継続性を捉え、変更前・変更後の開設者の状況を把握することで、開設者が個人から医療法人へ移行しているなどの傾向をみることができます。

Q.14も参照ください。

Q.14 医療施設動態調査における「開設」及び「廃止」とはどのような場合をいうのですか。

A.14 医療施設動態調査における「開設」及び「廃止」とは、医療法に基づいて「開設届」及び「廃止届」が提出され、厚生労働省に「開設」及び「廃止」の調査票が提出された場合をいいます。

ただし、Q.13で説明している「開設者の変更」の場合は、医療法上は、「廃止届」及び「開設届」が提出されますが、医療施設動態調査では、「変更」として取り扱っており、「廃止」及び「開設」には含まれません。

Q.15 分娩施設数を知りたい。

A.15 医療施設静態調査の病院と一般診療所において、以下の数値を把握しています。

○ 分娩を取り扱っている施設数 ⇒ 調査年9月中の分娩の有無にかかわらず、分娩を取り扱っている施設の数

※e-Stat 掲載の結果表の表名に「分娩の状況」が含まれる結果表を参照

○ 分娩を行った施設数・実施件数 ⇒ 調査年9月中に分娩を行った施設の数
(再掲) 帝王切開娩出術を行った施設数・実施件数
(再掲) 無痛分娩を行った施設数・実施件数

※e-Stat 掲載の結果表の表名に「手術等」が含まれる結果表を参照

➤ 統計データを探す | 政府統計の総合窓口 (e-stat.go.jp)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450021&tstat=000001030908>

Q.16 自由診療を行っている医療施設数を知りたい。

A.16 医療施設動態調査において、自由診療を行っている医療施設数は把握しておりません。
なお、本調査では以下の数値を把握しています。

- 保険医療機関の施設 ⇒ 保険医療機関の施設（保険診療と自由診療を両方行っている場合も含む）
- 自由診療のみの施設 ⇒ 保険医療機関以外の施設

※e-Stat 掲載の結果表の表名に「社会保険診療等」が含まれる結果表を参照

➤ 統計データを探す | 政府統計の総合窓口 (e-stat.go.jp)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450021&tstat=000001030908>

Q.17 電子カルテを導入している医療施設数を知りたい。

A.17 電子カルテを導入している医療施設数については、e-Stat 掲載の結果表の表名に「電子カルテ」が含まれる結果表を参照ください。

➤ 統計データを探す | 政府統計の総合窓口 (e-stat.go.jp)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450021&tstat=000001030908>